

感染拡大抑制のための追加対策等について（案）

資料 3

追加対策

- ▽ 現在の感染状況等を踏まえ、「リバウンド防止徹底期間（～8/31）」における追加対策として、**仙台市内（全域）の接待を伴う・酒類を提供する飲食店等**に対し**時短要請**を実施（7/21～8/16営業分）

追加対策の内容（法24条9項に基づく要請）

| | |
|-------------|--|
| 要請対象 | 仙台市内（全域）の接待を伴う飲食店等※1、酒類を提供する飲食店等※2 ※1 食品衛生法上の営業許可を取得している店舗等であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 ※2 食品衛生法上の営業許可を取得しているカラオケ店等を含む。 例外 「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の 認証店 は原則として 要請の対象外 とする。 ただし、当該 認証店が時短営業を行った場合は「協力金（※資料4参照）」の対象 とする。 |
| 要請内容 | ① 午前5時から午後9時までの営業時間短縮 ② 酒類の提供 については 午前11時から午後8時まで ※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持ち込みを含むものとする。 |
| 要請期間 | 令和3年 7月21日 から令和3年 8月16日 まで |

注意喚起

- ▽ 従来に比べ、**学生等（20歳代）の感染割合が増加していることから、大学等**に対し、**学生の感染リスクの高い行動や学校内等での感染防止対策等**に関する**注意喚起**を徹底

飲食店等・県民に対する要請等【県内全域】

| 対象 | リバウンド防止徹底期間（8/31まで） |
|------|---|
| 飲食店等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板の設置等 ○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等 ○ カラオケ設備の利用自粛（飲食を主業とする店舗） ○ CO₂センサーの設置 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 <p style="text-align: right;">（法24条9項の要請）</p> |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外出・移動の際には「三密」「5つの場面※」等の回避や、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染対策を徹底すること ○ 県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等との往来は延期・自粛すること ○ 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにすること ○ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用（宅配・テイクアウトを除く）を控えること ○ 飲酒を伴う大人数や長時間におよぶ会食・行事を自粛すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること ○ 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること ○ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること <p>※ 感染リスクが高いとされる、①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり</p> |

イベント主催者等に対する要請等【県内全域】

※県主催・共催のイベントを含む

| 対象 | リバウンド防止徹底期間（8/31まで） | | |
|---|--|---|--|
| イベント主催者等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策を徹底すること ○ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること ○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること ○ 以下の収容率・人数上限のいずれか低い方 | | |
| | 収容率 | | 人数上限 |
| | 大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会等 飲食を伴うが発声がないもの ※1 | 大声での歓声、声援が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、 公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 | 5,000人 又は 収容定員50%以内の いずれか大きい方 |
| | 100%以内 （席がない場合は適切な間隔） | 50%※2以内 （席がない場合は十分な間隔） | |
| ※1 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、上記のとおり取り扱うことを可とする。 ※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。 <div style="text-align: right;">（法24条9項の要請）</div> | | | |

その他の要請等【県内全域】

| 対象 | リバウンド防止徹底期間（8/31まで） |
|---------------|--|
| その他の施設 | <p>（対象施設） 全ての施設・店舗等（※県有施設を含む）</p> <p>（協力依頼内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒等の励行、施設の換気等の感染防止対策 ○ 国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策の徹底 ○ 業種別ガイドラインの遵守 <p>→ 特に「5つの場面」・「三密」のある施設については、これらの感染防止対策を徹底すること</p> |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策を徹底すること ○ 従業員等に対し、飲食を伴う懇親会等を控えるよう求めること ○ 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、テレワークを更に徹底すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること。 |
| 大学等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生に対し、飲食を伴う行事等を控えるよう求めること ○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について、学生等に注意喚起を徹底すること ○ 学校内での行事は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること |